**新型コロナウイルス感染症関連**

**中小企業・小規模事業者緊急支援金を給付します**

　新型コロナウイルス感染症の再拡大により、事業収入の減少に直面する事業者の事業継続を支援するため、対象事業者に支援金20万円を緊急的に給付します。

　詳しくは、お問い合わせください。

対象　次のすべてを満たす事業者

①市内に店舗または事業所がある中小企業者および個人事業者（大企業とその子会社は非該当）　②令和2年4月7日以前から飲食サービス業、小売業、理美容業などを営む事業者　③令和2年11月または12月の事業収入が、前年同月と比較して30パーセント以上減少している事業者　④大崎市ものづくり企業雇用・事業継続支援金の交付を受けていない事業者

申込　2月26日（金）まで郵送（古川七日町1-1、当日消印有効）または受付窓口（市役所西庁舎1階）へ持参して申し込み

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、原則郵送での申請にご協力ください。窓口の受付時間は9時から16時です。

※申請書などは、市ウェブサイトからダウンロードできます。

写真：市ウェブサイトQRコード

問い合わせ 産業商工課商工振興担当23-7091

**国民健康保険税・介護保険料の減免申請はお済ですか**

　新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった人の国民健康保険税・介護保険料の減免申請期限を延長しました。

　減免を受けるには、期限までに申請する必要があります。詳しくはお問い合わせください。

国民健康保険税・介護保険料の申請期限

令和元年度分・令和2年度分：3月31日（水）

※申請書などは、市ウェブサイトからダウンロードできます。

写真：市ウェブサイトQRコード

問い合わせ 税務課国民健康保険税担当 23-5147

**暮らし**

**児童扶養手当の支給額の計算方法が変わります**

　3月1日から、障害基礎年金などを受給している場合の、児童扶養手当の支給額の計算方法が次のとおり改正されます。

　詳しくはお問い合わせください。

■改正点

①児童扶養手当と比較する障害基礎年金などの金額

　現在、障害基礎年金などを受給している人は、障害基礎年金などの本体部分の金額と子の加算額を合わせた金額が、児童扶養手当額と比べて上回っている場合は児童扶養手当を受給できませんでしたが、令和3年3月分（令和3年5月支払）の手当以降は、子の加算額のみが比較対象となります。

　これにより、障害基礎年金などを受給していても、児童扶養手当の支給を受けられるようになる場合があります。

②支給制限に関する所得の算定

　障害基礎年金などを受給している児童扶養手当受給資格者は、支給制限に関する「所得」に非課税公的年金給付などが含まれます。

■受給するための手続き

　すでに児童扶養手当受給資格者として認定を受けている人は、原則、手続きは不要です。

　そのほかの人は、児童扶養手当の認定請求が必要です。障害基礎年金などを受給している人は、令和3年6月30日まで認定請求をすると、令和3年3月分からさかのぼって支給されます。

　それ以降に請求された場合は、申請月の翌月から支給開始月になります。

問い合わせ 子育て支援課子ども給付担当 23-6045

**ごみ集積所周辺の除雪に協力をお願いします**

　収集作業をスムーズに行うため、ごみ集積所やリサイクルステーション周辺の除雪について、地域の皆さんのご協力をお願いします。

　また、ごみ集積所やリサイクルステーションが、いつも清潔であるよう、定期的な点検・清掃にもご協力をお願いします。

問い合わせ 環境保全課生活環境担当23-6074

**市県民税申告会場（古川地域）が変更になります**

　市役所新庁舎建設に伴い駐車場の確保が困難なことから、古川地域の申告会場を大崎市民会館中ホールに変更します。

　市役所東庁舎5階大会議室では申告相談を行いませんので、留意ください。

　また、新型コロナウイルス感染症などの感染防止の観点から、自宅で確定申告ができる「e-Tax」を利用してください。詳しくは、e-Taxウェブサイトを確認してください。

写真：e-Taxウェブサイト QRコード

問い合わせ 税務課市民税担当 23-2148

**古川税務署で申告書作成会場を開設します**

　古川税務署では、2月1日（月）から3月15日（月）まで（土曜・日曜日、祝日除く）申告書作成会場を開設します。

　申告書作成会場は混雑緩和のため、会場内への入場には「入場整理券」が必要となります。入場整理券は、会場での当日配布とLINE（ライン）による事前発行があります。

　配布方法の詳細は、国税庁ウェブサイトで確認してください。

　なお、入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

写真：国税庁ウェブサイトQRコード

問い合わせ 古川税務署個人課税第一部門 22-1711

**Ｊアラートの全国一斉情報伝達試験を実施します**

　地震や武力攻撃などの発生時に備え、防災行政無線を活用した情報伝達試験を行います。この試験は、全国瞬時警報システム（Jアラート）を用いて全国一斉に行われる試験です。

日時　2月17日（水）　11時頃

伝達手段　市内の防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）で、国から配信される試験文を放送

放送内容　チャイムが鳴り、「これはJアラートのテストです」と3回放送

※国民保護サイレンの放送はありません。また、放送時に避難行動を取る必要はありません。

問い合わせ 防災安全課危機防災担当 23-5144

**中小企業・小規模事業者の経営支援を行っています**

　信用保証協会は、中小企業・小規模事業者およびこれから事業を始める人が金融機関から事業に必要なお金を借りるとき、保証人となって、サポートする公的機関です。

　企業経営におけるさまざまな課題の解決に向け、多様な保証制度や創業・経営支援などの取り組みを行っていますので、気軽に相談してください。ウェブサイト（https://www.miyagi-shinpo.or.jp/）でも確認できます。

問い合わせ 宮城県信用保証協会大崎支店 22-0722

**勤労者生活安定資金融資を融資しています**

　市では市内に居住、または勤務する勤労者に生活資金などを融資する制度を設けています。平成30年度から保証料を労働金庫で負担し、より利用しやすい制度としました。詳しくはお問い合わせください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 限度額 | 返済期間 | 貸付利率 |
| 生活 | 100万円 | 07年以内 | 年2.75％ |
| 教育 | 300万円 | 10年以内 | 年1.55％ |
| 福祉 | 100万円 | 07年以内 | 年1.25％ |
| 自動車 | 200万円 | 07年以内 | 年1.90％ |

※教育資金は据置期間5年、福祉資金は　据置期間1年を返済期間に含みます。

対象　①市内に勤務先または住所を有する人　②東北労働金庫の会員および会員となる資格を有する人で審査基準を満たす人

※育児休業または介護休業のために社会福祉資金の融資を受ける場合は、別途要件があります。

申込先　東北労働金庫古川支店

その他　中小企業に勤めている場合、年0.5％の利子補給があります。

問い合わせ 東北労働金庫古川支店 24-1400